

《提出書類一覧》

No	項 目	確認
1	調査票	✓
2	<ul style="list-style-type: none"> ・【電灯料】 交付申請書、実績報告書、(変更承認申請書) ・【道路占用料】 交付申請書、実績報告書 ※同封されている団体のみです。 ・委任状 	✓
3	共同施設(街路灯、アーチ、アーケード、モニュメント)の配置図 ※共同施設の位置をマーカーなどで識別できるようにしてください。 ※消灯の街路灯に×を打つなど、点灯・消灯が分かるようにしてください。	✓
4	モニュメントの仕様が分かるもの(写真又は仕様書など) ※モニュメントを所有している団体のみが対象	
5	共同施設(街路灯、アーチ、アーケード、モニュメント)の道路占用許可書の写し ※許可期間内であること、全基分あることをご確認ください。 ※許可期間内に料金変更がある場合、道路占用料変更通知書の写しも必要	✓
6	補助金申請団体の令和4年度の収支予算書 ※共同施設の維持管理費(電灯料等の支出、市補助金の収入等)が計上してあるもの	✓
7	補助金申請団体の令和4年度の役員名簿	✓
8	補助金申請団体の定款(法人団体)又は規約(発展会) ※前回提出時と変更がない場合は省略可 (ただし、前回提出年度から10年を経過している場合は再提出が必要)	✓
9	4月及び5月分の電灯料金領収書の写し ※契約口数と1本ごとの料金内訳がわかる部分の写しをとってください。	
10	業種構成表	✓

※郵送申請される際は、下記の宛名面を切り取って使用してください。

送付期限：令和4年6月17日(金) 必着

----- (切り取り) -----

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所 経済局商業・流通部地域商業課 推進係

(様式 維-1)

令和4年度 名古屋市商工業団体振興補助金（商店街共同施設維持管理事業
（電灯料））交付申請書

令和4年6月30日

(宛先) 名古屋市 長

所在地 名古屋市栄三丁目31番23号5Cビル3階
団体名 南鍛冶屋町振興会
(フリガナ) 会長 原 昌子
代表者職氏名 (生年月日 1962年12月17日)
事務担当者名 会計 加地 寛
連絡先 電話 090 - 7852 - 5352

当団体の設置した共同施設の維持管理費（電灯料）について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので関係書類を添付して申請します。

記

補助金交付申請額	金	円
電灯料合計額	金	円

(添付書類)

- (1) 維持管理費予算書（様式 維-1-2）
- (2) 申請の対象となる商店街共同施設の配置図（図面に対象外の施設を含む場合は対象施設がわかるよう明示）
- (3) モニュメントの写真又は仕様書その他仕様がわかるもの
- (4) 道路占用許可書の写し
- (5) 当該年度の収支予算書
- (6) 役員名簿
- (7) 定款又はこれに準ずる規約、会則等

(注1) (7)については、補助金申請にかかる書類として従前に本市へ提出している補助事業者にあつては、内容に変更がない場合に限り省略することができる（ただし、前回提出年度から10年を経過している場合はこの限りではない）。（前回提出 年度）

(注2) 道路占用料にかかる補助金を同年度に交付申請する補助事業者にあつては、電灯料にかかる補助金の交付申請時に添付すべき書類のうち(2)から(7)までの書類は、内容に変更がない限り省略することができる。

(申請する皆様へ)

- 1 名古屋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体に該当するときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることがあります。
- 2 上記事由を確認する必要がある場合には、申請書類に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

(様式 維-13)

令和4年度 名古屋市商工業団体振興補助金（商店街共同施設維持管理事業
（電灯料）実績報告書

令和5年3月31日

(宛先) 名古屋市 長

所在地 名古屋市南区栄三丁目32番23号5013階
団体名 南鍛冶屋町振興会
代表者職氏名 会長 原 昌子
事務担当者名 会計 加地 寛
連絡先 電話 090 - 4852 - 5352

令和4年 月 日付4経商第 号をもって交付決定のありました商店街共同
施設維持管理事業（電灯料）を完了しましたので、関係書類を添付して報告します。

(添付書類)

- (1) 維持管理費精算書（様式 維-13-2）
- (2) 当該年度4月から3月までの電灯料の支払領収書の写し（領収書の提示をもってかえることができる。）

委 任 状

私は、都合により名古屋市商店街振興組合連合会理事長 坪井明治 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和4年度商店街共同施設維持管理費補助金に関する

1. 請求に関すること
2. 出納に関すること

以上2件

ただし委任期間は、令和4年6月1日～令和5年5月31日までとする。

追って、本委任状を解除する場合には、双方連署のうえ届出のない限りその効力のないことを誓約します。

令和4年6月1日

住 所

名古屋市 中区 栄三丁目32番23号

団 体 名

南鍛冶屋町振興会

代表者職氏名

会長 原 昌子

上記委任の件承諾しました。

住 所

名古屋市中区錦三丁目21番18号

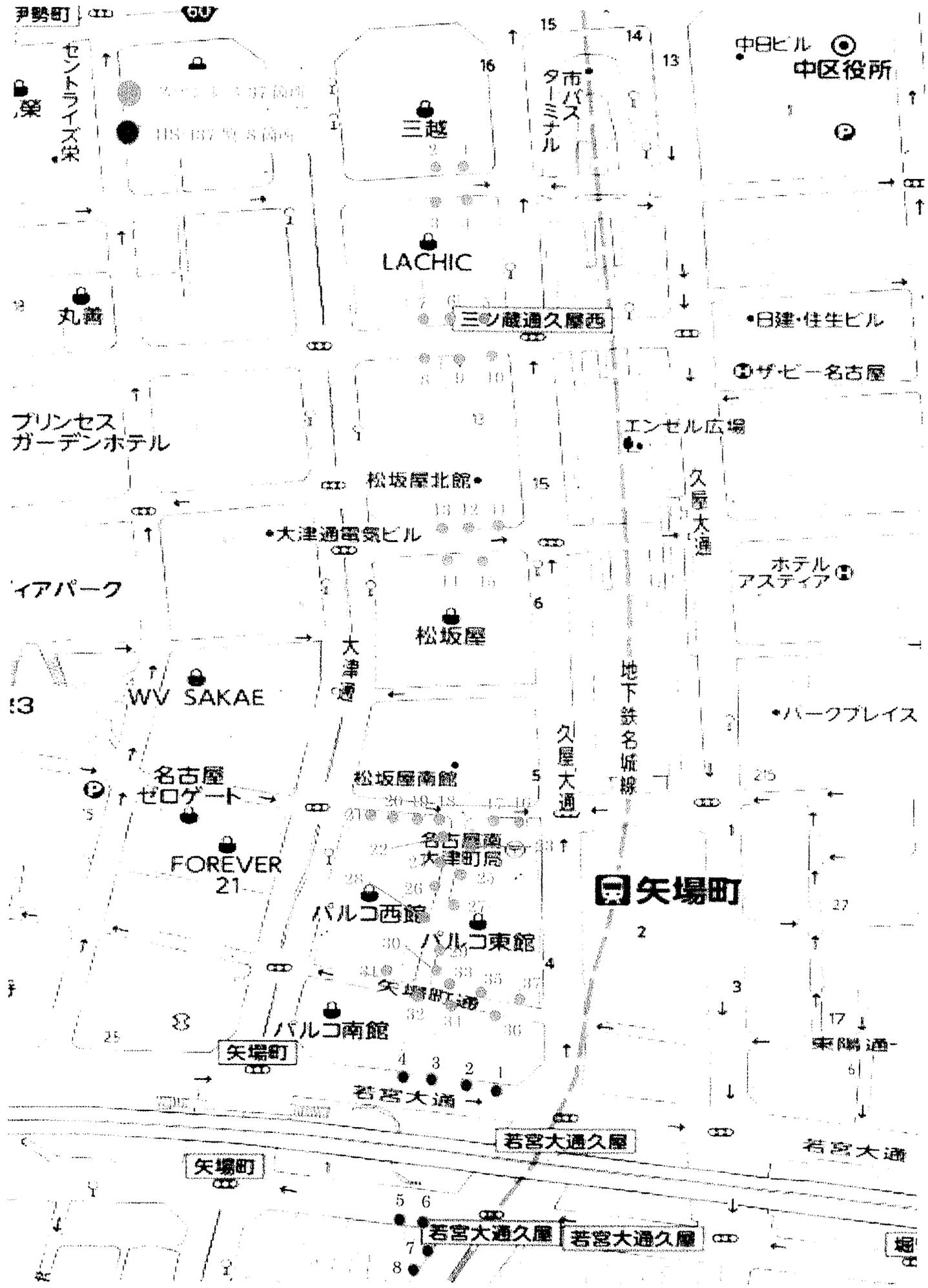
団 体 名

名古屋市商店街振興組合連合会

代表者職氏名

理事長 坪井 明治

名古屋市 長 殿



伊勢町

中日ビル
中区役所

セントアライズ
丸善

三越

市バス
ターミナル

LACHIC

三ノ蔵通久屋西

日建・住生ビル

ザビー名古屋

プリンセス
ガーデンホテル

エンセル広場

久屋大通

松坂屋北館

大津通電気ビル

ホテル
アステリア

エアパーク

松坂屋

地下鉄名城線

パークプレイス

WV SAKAE

久屋大通

名古屋
ゼロゲート

松坂屋南館

名古屋南
大津町局

FOREVER
21

矢場町

パルコ西館

パルコ東館

パルコ南館

矢場町

若宮大通

若宮大通久屋

若宮大通

矢場町

若宮大通久屋

若宮大通久屋

堀

道路占用許可書

更新

〒 460-0008
住所 名古屋市中区栄三丁目15-6

氏名 南鍛冶屋町振興会
会長 齋藤 達夫 様

占用の目的 道路照明のため

占用の期間 平成30年 4月 1日から
平成35年 3月31日まで

占用の場所 場所 名古屋市中区栄三丁目 地内

路線名 三蔵通 他 歩車道の区分 歩車道

占用物件	名称 (路面からの距離)	規模	数量
	街路灯		

許可の条件
1 裏面条件を守ること。
2 占用料は、免除する。

占用料	*****	*****	*****
	*****	*****	*****

ただし、「道路の占用料等に関する条例」の改正により、占用料を変更することがあります。

先に申請のあったことは、上記のとおり許可します。 30 指令土中 第27-97号

平成30年 5月16日

名古屋市中土木事務所長

1 この処分について不服のある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に名古屋市長に対して審査請求することができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

占用物件名称欄に（調整）と記載がある場合は、占用料改定に伴う調整占用料額を適用中の物件を示す。

(総会追加資料)

南鍛冶屋町振興会役員各位

令和4年4月吉日
南鍛冶屋町振興会
会長 原 昌子

南鍛冶屋町振興会役員選任に関する件

令和4年度南鍛冶屋町振興会役員につきましては、4月の監査会、
現職の推薦、互選により、下記の4名が候補者として選出されておりますので、
ご報告させていただきます。

なお、令和4年度南鍛冶屋町自治会役員が兼務となります。

会 長 原 昌 子

副会長

監 査 久 米 み ど り

監 査 永 井 美 代 子

会 計 加 地 ^{ゆたか} 寛

南鍛冶屋町振興会会則

本 則

- 第1条 本会は南鍛冶屋町自治会と称する。事務所を会長宅に置く。
- 第2条 本会は旧南鍛冶屋町一丁目から四丁目までの全部と五丁目の一部の区域の居住者及び事業を営む者をもって組織する。
- 第3条 本会は、南鍛冶屋町自治会会則第5条に基づき、街路灯や道路等共同施設の維持管理することを目的とする。
- 第4条 本会は、総会を以って議事を行い、事業を推進する。役員は前任役員会が指名する。
- 第5条 本会は、下記の役員を置く。
- 会 長 1名 役員の互選とする。
- 副会長 2名 役員の中から会長が推薦し、総会に諮って決める。
- 会 計 1名 上に同じ。
- 監 査 2名 上に同じ。
- 第6条 役員任期は1年（任期中欠員ある時後任者は残任期間）とし、重任を妨げないものとする。但し、役員は名誉職とする。
- 第7条 役員職務は次の通りである。
- 会 長 すべての会議の議長となり、会務を統轄し、本会を代表する。
- 副会長 会長を補佐し、会長不在の時は代理をする。
- 会 計 本会の経理を取扱う。
- 監 査 本会の経理を監査する。
- 第8条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、事案を審議決定推進する。
- 第9条 本会は相談役及び顧問を置くことができる。相談役・顧問は会長が推薦し、役員会に諮って決める。
- 第10条 本会の経費は、振興会費及びその他の収入をもってする。
- 第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。
- 第12条 本会の会則は、役員会の決議により改める事ができる。
- 第13条 振興会費は役員会の決議により改める事ができる。

附 則

- 一、 本会則は、昭和30年1月1日より実施する。
- 二、 昭和63年3月1日改正。同年4月1日より実施する。

460-0008

愛知県 名古屋市中区 栄 3丁目 31-13
南鍛冶屋町振興会
会計担当 様

電気料金等領収証 (口座振替払用)

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和 4年 4月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

ミナミカジヤチヨウ 5-5 様



00462# 00001* 00462

中部電力ミライズ株式会社

担当窓口: カスタマーセンター

030-0861

青森市長島2丁目19-1 青森東海上自動ビル4F

0570-048-155

※お電話はカスタマーセンターで承ります。

◎おことわり

領収証の再発行はできませんので大切に保管

してください。

証明書発行には、別途手数料がかかります。

月分、金額を修正したものは無効でございます。

印紙税申告納付につき名古屋東
税務署承認済

自成立 名古屋東区東橋町

令和 4年 4月22日発行

お届け先住所を変更される場合は、上記の担当窓口までご連絡ください。

お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額(再掲)	契約口数
令和 4年 4月21日	39,556円	3,564円	44口
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は担当窓口までご連絡ください。		

領収金額の内訳

お客さま番号	口程	契約種別	領収金額	精算額等	初回引落割引額	記事
おなまえ	契約容量	ご使用量 kWh/m3	消費税等相当額(再掲)	再エネ発電促進賦課金	燃料費調整額	
129010401171009	09	公衆街路灯A	899	156	5434	
ミナミカジヤチヨウ 5-5	2台		81			
5月23日						
129010401206009	09	公衆街路灯A	899	156	5434	
ミナミカジヤチヨウ 5-6	2台		81			
5月23日						
129010401207009	09	公衆街路灯A	899	156	5434	
ミナミカジヤチヨウ 5-7	2台		81			
5月23日						
129010401283009	09	公衆街路灯A	899	156	5434	
ミナミカジヤチヨウ 5-8	2台		81			
5月23日						
129215305050003	03	公衆街路灯A	899	156	5434	
ミナミカジヤチヨウ 12-1	2台		81			
5月23日						
129215305051003	03	公衆街路灯A	899	156	5434	
ミナミカジヤチヨウ 12-2	2台		81			
5月23日						
129215306010003	03	公衆街路灯A	899	156	5434	
ミナミカジヤチヨウ 12-3	2台		81			
5月23日						
129215306011003	03	公衆街路灯A	899	156	5434	
ミナミカジヤチヨウ 12-4	2台		81			
5月23日						
129215306012003	03	公衆街路灯A	899	156	5434	
ミナミカジヤチヨウ 12-5	2台		81			
5月23日						
129215306013003	03	公衆街路灯A	899	156	5434	
ミナミカジヤチヨウ 12-6	2台		81			
5月23日						
129215306014003	03	公衆街路灯A	899	156	5434	
ミナミカジヤチヨウ 12-7	2台		81			
5月23日						
129215315050003	03	公衆街路灯A	899	156	5434	
ミナミカジヤチヨウ 12-8	2台		81			
5月23日						
小計	契約口数 12	領収金額 10788	消費税等相当額(再掲) 972	精算額等 1872	初回引落割引額 65208	

■振替内容

令和 4年 4月22日発行

振替年月日 令和 4年 4月21日

■領収金額の内訳

お客さま番号 おなまえ	口座 翌月振替予定日	契約種別 容量	種別 ご使用量 kWh/m3	領収金額 円 消費税等相当額(再掲) 円	(精算額等円) 再エネ発電促進賦課金円	初回引落割引額 円 銭	割引額 円 銭	燃料費調整額 円 銭	記事
129215315051003 ミナミカジヤチヨウ 12-9	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215315052003 ミナミカジヤチヨウ 12-10	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215315053003 ミナミカジヤチヨウ 12-11	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215315054003 ミナミカジヤチヨウ 12-12	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215315055003 ミナミカジヤチヨウ 12-13	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215316030003 ミナミカジヤチヨウ 12-14	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215316031003 ミナミカジヤチヨウ 12-15	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215329100003 ミナミカジヤチヨウ 1-17	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215329110003 ミナミカジヤチヨウ 1-15	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215329122003 ミナミカジヤシンコウカイ	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215329123003 ミナミカジヤチヨウ 1-11	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215329124003 ミナミカジヤチヨウ 1-13	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215329125003 南銀治屋町振興会	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215329130003 ミナミカジヤシンコウカイ	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215329180003 ミナミカジヤチヨウ 1-07	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215329192003 ミナミカジヤチヨウ 1-08	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215331180003 ミナミカジヤチヨウ 1-01	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
129215331193003 ミナミカジヤチヨウ 1-03	5月23日	2台	公衆街路灯A	899 81	156			5434	
小計	2 ページ	契約口数 18 口	領収金額 円	16182	(精算額等円) 再エネ発電促進賦課金円	2808	初回引落割引額 円 銭	燃料費調整額 円 銭	97812
			消費税等相当額(再掲) 円	1458					

460-0008

愛知県 名古屋市中区 栄 3丁目 31-13
南鍛冶屋町振興会
会計担当 様

電気料金等領収証 (口座振替払用)

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和 4年 5月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

ミナミカジヤチヨウ 5-5 様

中部電力ミライズ株式会社

担当窓口: カスタマーセンター

030-0861

青森市長島2丁目19-1青森東京海上自動車ビル4F

0570-048-155

※お電話はカスタマーセンターで承ります。



01054# 00001* 01054

◎おことわり

領収証の再発行はできませんので大切に保管
してください。
証明書の発行には、別途手数料がかかります。
月分、金額を修正したものは無効でございます。

印紙税申告納
付につき名古屋東
税務署承認済

印紙税 名古屋市中区南栄町

令和 4年 5月24日発行

お届け先住所を変更される場合は、上記の担当窓口まで
ご連絡ください。
お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額(再掲)	契約口数
令和 4年 5月23日	40,656円	3,696円	44口
ご指印口座	口座情報の表示を希望される場合は 担当窓口までご連絡ください。		

領収金額の内訳

お客さま番号	回線	契約種別	領収金額(円)	精算額等(円)	初回引落割引額(円)	燃料費調整額(円)	記事
おなまえ	契約容量	ご使用量 kWh/m3	消費税等相当額(再掲)	再エネ発電促進賦課金	燃料費調整額		
129:0104:01:17:10:09	公共街路灯 A		924	160	7498		
ミナミカジヤチヨウ 5-5	2台		84				
6月21日							
129:0104:01:20:60:09	公共街路灯 A		924	160	7498		
ミナミカジヤチヨウ 5-6	2台		84				
6月21日							
129:0104:01:20:70:09	公共街路灯 A		924	160	7498		
ミナミカジヤチヨウ 5-7	2台		84				
6月21日							
129:0104:01:28:30:09	公共街路灯 A		924	160	7498		
ミナミカジヤチヨウ 5-8	2台		84				
6月21日							
129:2153:05:05:00:03	公共街路灯 A		924	160	7498		
ミナミカジヤチヨウ 12-1	2台		84				
6月21日							
129:2153:05:05:10:03	公共街路灯 A		924	160	7498		
ミナミカジヤチヨウ 12-2	2台		84				
6月21日							
129:2153:06:01:00:03	公共街路灯 A		924	160	7498		
ミナミカジヤチヨウ 12-3	2台		84				
6月21日							
129:2153:06:01:10:03	公共街路灯 A		924	160	7498		
ミナミカジヤチヨウ 12-4	2台		84				
6月21日							
129:2153:06:01:20:03	公共街路灯 A		924	160	7498		
ミナミカジヤチヨウ 12-5	2台		84				
6月21日							
129:2153:06:01:30:03	公共街路灯 A		924	160	7498		
ミナミカジヤチヨウ 12-6	2台		84				
6月21日							
129:2153:06:01:40:03	公共街路灯 A		924	160	7498		
ミナミカジヤチヨウ 12-7	2台		84				
6月21日							
129:2153:15:05:00:03	公共街路灯 A		924	160	7498		
ミナミカジヤチヨウ 12-8	2台		84				
6月21日							
小計	1	領収金額(円)	11088	精算額等(円)	1920	初回引落割引額(円)	
ページ	12	消費税等相当額(再掲)(円)	1008	再エネ発電促進賦課金(円)		燃料費調整額(円)	89976

■振替内容

令和 4年 5月24日発行

振替年月日 令和 4年 5月23日

■領収金額の内訳

お客さま番号	口座	契約種別	容量	使用量 kWh/m3	領収金額 円		精算額等円 (金額再掲)	初回引落割引額円 銭	燃料費調整額円 銭	記事
					消費税等相当額(再掲)円	消費税等相当額(再掲)円				
129215315051003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 12-9	6月21日		2台							
129215315052003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 12-10	6月21日		2台							
129215315053003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 12-11	6月21日		2台							
129215315054003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 12-12	6月21日		2台							
129215315055003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 12-13	6月21日		2台							
129215316030003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 12-14	6月21日		2台							
129215316031003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 12-15	6月21日		2台							
129215329100003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 1-17	6月21日		2台							
129215329110003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 1-15	6月21日		2台							
129215329122003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 1-15	6月21日		2台							
129215329123003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 1-11	6月21日		2台							
129215329124003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 1-13	6月21日		2台							
129215329125003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
南鍛冶町町振興会	6月21日		2台							
129215329130003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 1-11	6月21日		2台							
129215329180003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 1-07	6月21日		2台							
129215329192003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 1-08	6月21日		2台							
129215331180003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 1-01	6月21日		2台							
129215331193003	公共街路灯A				924	84	160		7498	
ミナミカジャチヨウ 1-03	6月21日		2台							
小計	2	18	領収金額 円	16632	精算額等円	2880	初回引落割引額円 銭		134964	
ページ			消費税等相当額(再掲)円	1512	(金額再掲)		燃料費調整額円 銭			

■振替内容

令和 4年 5月24日発行

振替年月日 令和 4年 5月23日

■領収金額の内訳

お客さま番号 おなまえ	日限 契約種別 ご使用量 kWh/m3	内容 契約種別 容量	領収金額 円 消費税等相当額(可拠)円	精算額等 円 再エネ発電促進賦課金円	初回引落割引額 円 燃料費調整額円	記事
129215331220003 ミナミカジヤチヨウ 1-18	6月21日	2台 公衆街路灯A	924 84	160	7498	
129215331222003 ミナミカジヤチヨウ 1-05	6月21日	2台 公衆街路灯A	924 84	160	7498	
129215331223003 ミナミカジヤチヨウ 1-09	6月21日	2台 公衆街路灯A	924 84	160	7498	
129215331320003 ミナミカジヤチヨウ 1-10	6月21日	2台 公衆街路灯A	924 84	160	7498	
129215331330003 ミナミカジヤチヨウ 1-19	6月21日	2台 公衆街路灯A	924 84	160	7498	
129215331333003 ミナミカジヤチヨウ 1-14	6月21日	2台 公衆街路灯A	924 84	160	7498	
129215331334003 ミナミカジヤチヨウ 1-16	6月21日	2台 公衆街路灯A	924 84	160	7498	
129215332060003 ミナミカジヤチヨウ 1-06	6月21日	2台 公衆街路灯A	924 84	160	7498	
129215332102003 ミナミカジヤチヨウ 1-04	6月21日	2台 公衆街路灯A	924 84	160	7498	
129215332110003 ミナミカジヤチヨウ 1-02	6月21日	2台 公衆街路灯A	924 84	160	7498	
129215332221003 ミナミカジヤチヨウ 5-4	6月21日	2台 公衆街路灯A	924 84	160	7498	
129215332239003 ミナミカジヤチヨウ 5-2	6月21日	2台 公衆街路灯A	924 84	160	7498	
129215332240003 ミナミカジヤチヨウ 5-3	6月21日	2台 公衆街路灯A	924 84	160	7498	
129215332262003 ミナミカジヤチヨウ 5-1	6月21日	2台 公衆街路灯A	924 84	160	7498	
小計	3 ページ	14 日	12936 円 消費税等相当額(可拠)円 1,176	2240 円 再エネ発電促進賦課金円	104972 円 燃料費調整額円	

中部電力ミライズ株式会社

01054 00002* 00959

業種構成表（「小売業、サービス業、その他の業種」確認のご参考にしてください。）

サービス業

- ・放送業（ 店）
- ・情報処理サービス業（ 店）
- ・映像情報、音声情報製作・配給業、新聞業、出版業（ 店）

- ・駐車場業（ 3 店）
- ・旅館、ホテル業（ 店）
- ・簡易宿所（ 店）

- ・医療、福祉施設関連（ 2 店）
- ・専門学校、塾、文化教室（ 1 店）
- ・理容、美容業（ 10 店）
- ・クリーニング業（ 店）
- ・その他のサービス業（ただし旅行業除く）（ 店）

- ・サービス業計 17 店

- ・製造業（ 店）
- ・卸売業（ 店）
- ・不動産賃借、仲介（ 店）
- ・金融機関、郵便局（ 2 店）
- ・保険（ 店）
- ・非事業者（ 軒）

- その他計 2 店

- 小売業・サービス業・その他 合計 33 店

小売業

- ・百貨店、総合スーパー（ 3 店）
- ・その他各種商品小売業（個人スーパー等）（ 店）

- ・織物、衣服、身の回り品小売業（ 3 店）
- ・食料品小売業（ 店）
- ・酒小売業（ 店）
- ・コンビニエンスストア（ 1 店）
- ・自動車（新車、中古車いずれも）小売業（ 店）
- ・自転車小売業（ 店）
- ・家具、建具、畳小売業（ 店）
- ・電気事務器具小売業（ 店）
- ・金物、荒物、陶磁器ガラス器小売業（ 店）
- ・医薬品・化粧品小売業（ 1 店）
- ・書籍・文具小売業（ 店）
- ・新聞小売業（ 店）
- ・スポーツ用品・玩具・楽器小売業（ 店）
- ・時計、眼鏡、ジュエリー小売業（ 1 店）
- ・花・植木小売業（ 店）
- ・その他小売業（ 店）
- ・食堂・レストラン（ 店）
- ・喫茶店（ 4 店）
- ・料亭（ 店）
- ・バー・キャバレー（風営法関連業種除く遊興飲食店）（ 店）
- ・居酒屋（ 店）

- 小売業計 14 店

- その他

- 小売業・サービス業・その他 合計 33 店